

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第25号

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則
香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前					
別表1（第2条、第6条関係）				別表1（第2条、第6条関係）					
出先機関及び代決者				出先機関及び代決者					
出先機関名		代決者		出先機関名		代決者			
		第1順位	第2順位			第1順位	第2順位		
略				略					
農政水産部	略	香川県水産試験場	副場長	農政水産部	略	香川県水産試験場	試験研究、調査指導及び改良普及に関する事務についてはあらかじめ場長が指定する職員、その他の事務については総務課長		
略				略					
備考				備考					
略				略					
別表3（第3条、第4条関係）				別表3（第3条、第4条関係）					
小豆総合事務所の個別決裁事項				小豆総合事務所の個別決裁事項					
課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	課名	関係事務	事 項	所長等 委 任		
			所長等 次長 課長等				所長等 次長 課長等		
総務課	1	略	略	総務課	1	略	略		
	2	補助金交付関係事務			(1) 略	2		補助金交付関係事務	(1) 次に掲げる補助事業の補助金の額を確定すること。 ア～ウ 略
		ア～ウ 略						ア～ウ 略	
		エ 多面的機能支払事業			(2) 略				(2) 略
	3～その他	略			3～その他	略			
略				略					
用地管理課	1～19	略		用地管理課	1～19	略			
	20	エネルギーの使用の合理化等に関する法律関係事務 法…エネル			(1)～(5) 略	20		エネルギーの使用の合理化等に関する法律関係事務 法…エネル	(1)～(5) 略 (6) 特定建築主等に対し、特定建築物の設計及び施工若しくは維持保全に係る事項に関し報告させ、又は当該職員に立入検査をさせること。（法87条10項）

ギーの 使用の 合理化 等に関 する法 律	21 建築物の エネルギー 消費性能の 向上に関す る法律関係 事務 法…建築物 のエネ ルギー 消費性 能の向 上に関 する法 律	(1) 建築物エネルギー消費性能 向上計画又はその変更を認定す ること。(法30条1項、31条1 項)		○		
		(2) 認定建築物エネルギー消費 性能向上計画に基づくエネルギ ー消費性能の向上のための建築 物の新築等の状況に関し報告を 求めること。(法32条)		○		
		(3) 認定建築物エネルギー消費 性能向上計画に従ってエネルギ ー消費性能の向上のための建築 物の新築等を行っていない認定 建築主に対し、その改善に必要 な措置をとるべきことを命ずる こと。(法33条)		○		
	22～24 略					

ギーの 使用の 合理化 等に関 する法 律	21～23 略					
--------------------------------------	---------	--	--	--	--	--

別表4 (第3条、第4条関係)

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～4 略

5 県税事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 地方税法関係 事務(地方 法人特別 税等に関 する暫定 措置法に 係る事務 を含む。) 法…地方 税法 政…地方 税法施行 令 条…香川 県税条例 規…香川 県税条例 施行規則	(1)～(11) 略			
	(12) 法人税に係る確定申告書の提出期 限の延長等の届出を受け、並びにその 旨を関係都道府県知事及び関係市町長 に通知すること。(法53条38項から41 項まで)	略		
	(13)～(36) 略			
2・3 略				

別表4 (第3条、第4条関係)

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～4 略

5 県税事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 地方税法関係 事務(地方 法人特別 税等に関 する暫定 措置法に 係る事務 を含む。) 法…地方 税法 政…地方 税法施行 令 条…香川 県税条例 規…香川 県税条例 施行規則	(1)～(11) 略			
	(12) 法人税に係る確定申告書の提出期 限の延長等の届出を受け、並びにその 旨を関係都道府県知事及び関係市町長 に通知すること。(法53条44項から47 項まで)	略		
	(13)～(36) 略			
2・3 略				

6～9 略

10 保健所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分		
			所長等	課長等	
1～6 略					
7 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係事務 法…感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	(1) 当該職員に感染症の患者等に質問させ、若しくは必要な調査をさせ、又は検体若しくは感染症の病原体を提出し、若しくは当該検体の採取に応じるよう求めさせること。(法15条1項・3項、35条1項、50条1項)	略			
	(2) 一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者等に対し、当該検体の提出若しくは採取に応じるべきことを勧告し、又は当該職員に検体を採取させること。(法第16条の3第1項・3項、44条の7第1項・3項)	○	○		
	(3) 一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者等に対し、当該検体の提出若しくは採取の勧告若しくは措置を実施する理由等を書面により通知し、又は当該理由等を記載した書面を交付すること。(法第16条の3第5項・6項、44条の7第9項)	○	○		
	(4) 略				
(5)～(10) 略					
	(11) 一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症にかかっていると疑うに足	○	○		

6～9 略

10 保健所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分		
			所長等	課長等	
1～6 略					
7 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係事務 法…感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	(1) 当該職員に感染症の患者等に質問させ、又は必要な調査をさせること。(法15条1項、35条1項、50条1項)	略			
	(2) 略				
	(3) 一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者等に対し、健康診断の勧告又は措置を実施する理由等を書面により通知し、又は当該理由等を記載した書面を交付すること。(法17条3項・4項、23条、26条、45条3項、49条)	○	○		
(4)～(9) 略					

	りる正当な理由のある者等に対し、健康診断の勧告若しくは措置を実施する理由等を書面により通知し、又は当該理由等を記載した書面を交付すること。 (法23条、26条、45条3項、49条)			
(12)	一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは新感染症の患者等の検体又は感染症の病原体を所持している者に対し、当該検体若しくは感染症の病原体の提出を命じ、又は当該職員に当該検体若しくは感染症の病原体を収去させること。(法26条の3第1項・3項、50条1項)	○	○	
(13)	一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症を人に感染させるおそれがある動物等の所有者等に対し、当該動物等の検体の提出若しくは当該検体の採取に必ずべきことを命じ、又は当該職員に当該検体を採取させること。(法26条の4第1項・3項、50条1項)	○	○	
(14)～(18) 略				
(19)	名あて人等に措置を実施する旨等を書面により通知し、又は当該措置を実施した旨等を記載した書面を交付すること。(法36条1項・2項、50条3項)	略		
(20)～(23) 略				
8～32 略				

(10)～(14) 略				
(15)	名あて人等に消毒等の措置を実施する旨等を書面により通知し、又は当該措置を実施した旨等を記載した書面を交付すること。(法36条1項・2項、50条3項)	略		
(16)～(19) 略				
8～32 略				

11～28 略

29 土地改良事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1～5 略				
6 補助金交付関係事務	(1)・(2) 略	略		
	(3) 略			
	ア～ウ 略 エ 多面的機能支払事業			
	(4) 略			

30 略

11～28 略

29 土地改良事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1～5 略				
6 補助金交付関係事務	(1)・(2) 略	略		
	(3) 次に掲げる補助事業の補助金の額を確定すること。 ア～ウ 略			
	(4) 略			

30 略

31 土木事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1～23 略				
24 エネルギーの使用の合理化等に関する法律関係事務（高松土木事務所管内を除く。） 法…エネルギーの使用の合理化等に関する法律	(1)～(5) 略			
25 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係事務（高松土木事務所管内を除く。） 法…建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画又はその変更を認定すること。（法30条1項、31条1項）		○	
	(2) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況に関し報告を求めること。（法32条）		○	
	(3) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を行っていない認定建築主に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。（法33条）		○	
26・27 略				

32 略

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

31 土木事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1～23 略				
24 エネルギーの使用の合理化等に関する法律関係事務（高松土木事務所管内を除く。） 法…エネルギーの使用の合理化等に関する法律	(1)～(5) 略			
	(6) 特定建築主等に対し、特定建築物の設計及び施工若しくは維持保全に係る事項に関し報告させ、又は当該職員に立入検査をさせること。（法87条10項）		○	
25・26 略				

32 略